

二次医療圏について

医療圏について

一次医療圏

【定義】

日常の健康相談や健康管理等の保健サービスの需要及び一般的な疾病の診断・治療の医療需要に対応するために設定する区域

【医療圏設定の考え方】

原則として市町村

二次医療圏

【定義】

都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位として区分する医療圏を定めることとされている。(医療法第30条の4第2項第12号)

【医療圏設定の考え方】

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情等の社会的条件

を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。(医療法施行規則第30条の29第1項)

【現行の二次医療圏】

東部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部	佐伯市
豊肥	竹田市、豊後大野市
西部	日田市、九重町、玖珠町
北部	中津市、豊後高田市、宇佐市

三次医療圏

【定義】

特殊な医療を提供する病院の療養または一般病床で、当該医療の整備を図るべき地域単位としての区域を設定する。(医療法第30条の4第2項第13号)

【医療圏設定の考え方】

都道府県の区域を単位として設定する。(医療法施行規則第39条の29第2項)

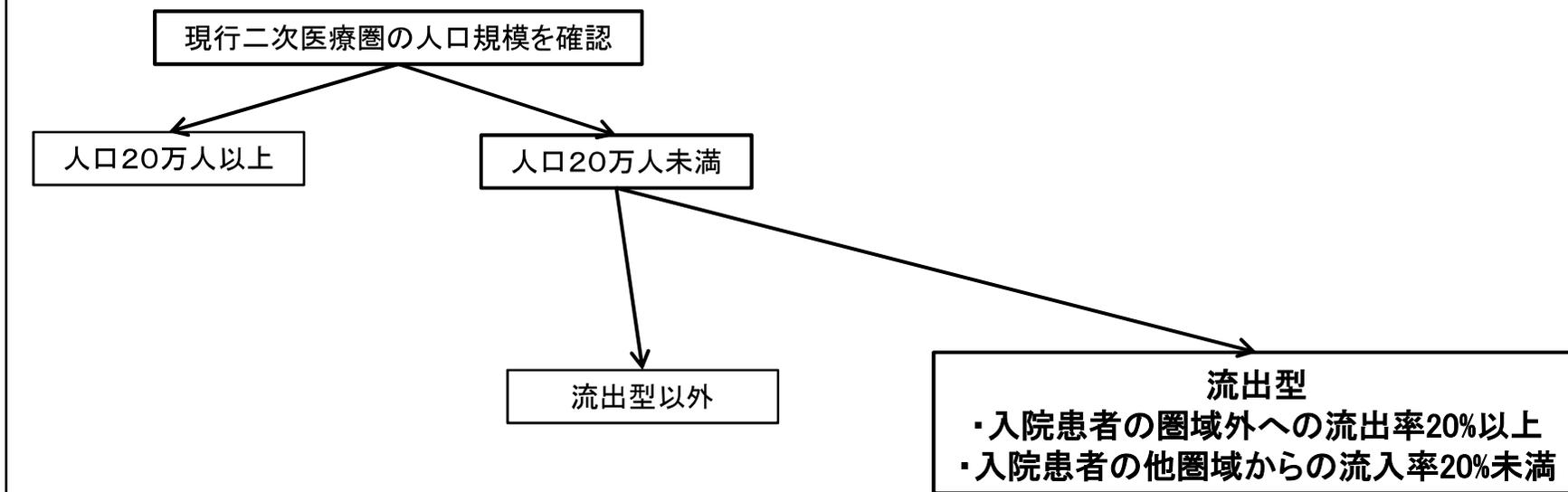
二次医療圏の設定について

H29第1回大分県医療計画策定協議会資料

【医療計画作成指針】

- 一定の人口規模(20万人未満)の二次医療圏について、医療の需給状況を踏まえ、入院医療を一体の区域として提供できているか検証し、特に流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上であった場合は、設定の見直しを検討する。
- 設定の見直しを検討する際には、面積、基幹病院までのアクセスの時間等なども考慮する必要がある。
- 設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた検討を行う。

【見直しに向けた検証の手順】



※5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。(作成指針)

入院患者の圏域外への流出割合について

流出割合：当該地域内に居住する推計患者数のうち、当該地域外の医療施設で受療した患者の割合

厚生省「患者調査」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H20	17.9	11.6	8.0	21.2	41.4	33.1	31.0
H26	17.5	9.1	9.0	17.8	35.7	39.9	30.4

※病院のみ、一般病床＋療養病床のみ

(参考) 大分県「患者調査」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H23	15.2	10.0	6.3	25.2	39.9	17.5	27.8
H28	13.1	9.5	6.2	23.8	34.8	16.2	20.2

※病院＋一般診療所、県外流出含まない

(参考) 大分県「疾病分類統計」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H23	16.1	10.3	5.9	21.4	39.1	26.9	27.1
H28	15.4	9.4	6.2	22.3	37.7	23.9	27.4

※病院＋一般診療所、国保＋後期高齢者医療保険のみ

入院患者の圏域外からの流入割合について

流入割合：当該地域内の医療施設で受療した推計患者数のうち、当該地域外に居住する患者の割合

厚生省「患者調査」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H20	16.9	19.4	18.6	6.4	8.0	17.6	13.2
H26	16.7	21.4	17.7	5.6	5.2	8.5	17.9

※病院のみ、一般病床＋療養病床のみ

(参考) 大分県「患者調査」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H23	17.9	21.9	20.5	7.9	4.2	13.5	13.3
H28	15.8	19.4	17.1	7.3	7.1	13.2	13.6

※病院＋一般診療所

(参考) 大分県「疾病分類統計」 (%)

年	県計	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
H23	16.1	17.1	16.4	6.0	4.4	4.1	3.7
H28	15.4	16.3	15.3	5.2	7.0	4.7	3.3

※病院＋一般診療所、国保＋後期高齢者医療保険のみ、県外からの流入は含まない



厚生労働省通知による二次医療圏の見直しの検討対象
「流入患者割合が20%未満かつ流出患者割合が20%以上」

該当：豊肥、西部、北部

全国の二次医療圏の状況について

第6次医療計画における医療圏の設定状況

医療圏の概要

- 医療法において、病床の整備を図るべき地域的単位(二次医療圏)、特殊な医療を提供する地域的単位(三次医療圏)をそれぞれ定義し、医療計画の中で各圏域を定めることとしている。
- この他、5疾病・5事業及び在宅医療に係る圏域については、二次医療圏を基礎としつつ、地域の実情に応じた弾力的な設定が可能としている。

第6次医療計画における各圏域の設定状況

二次医療圏

344医療圏(平成28年4月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情 等

三次医療圏

52医療圏(平成28年4月現在)

※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定

ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

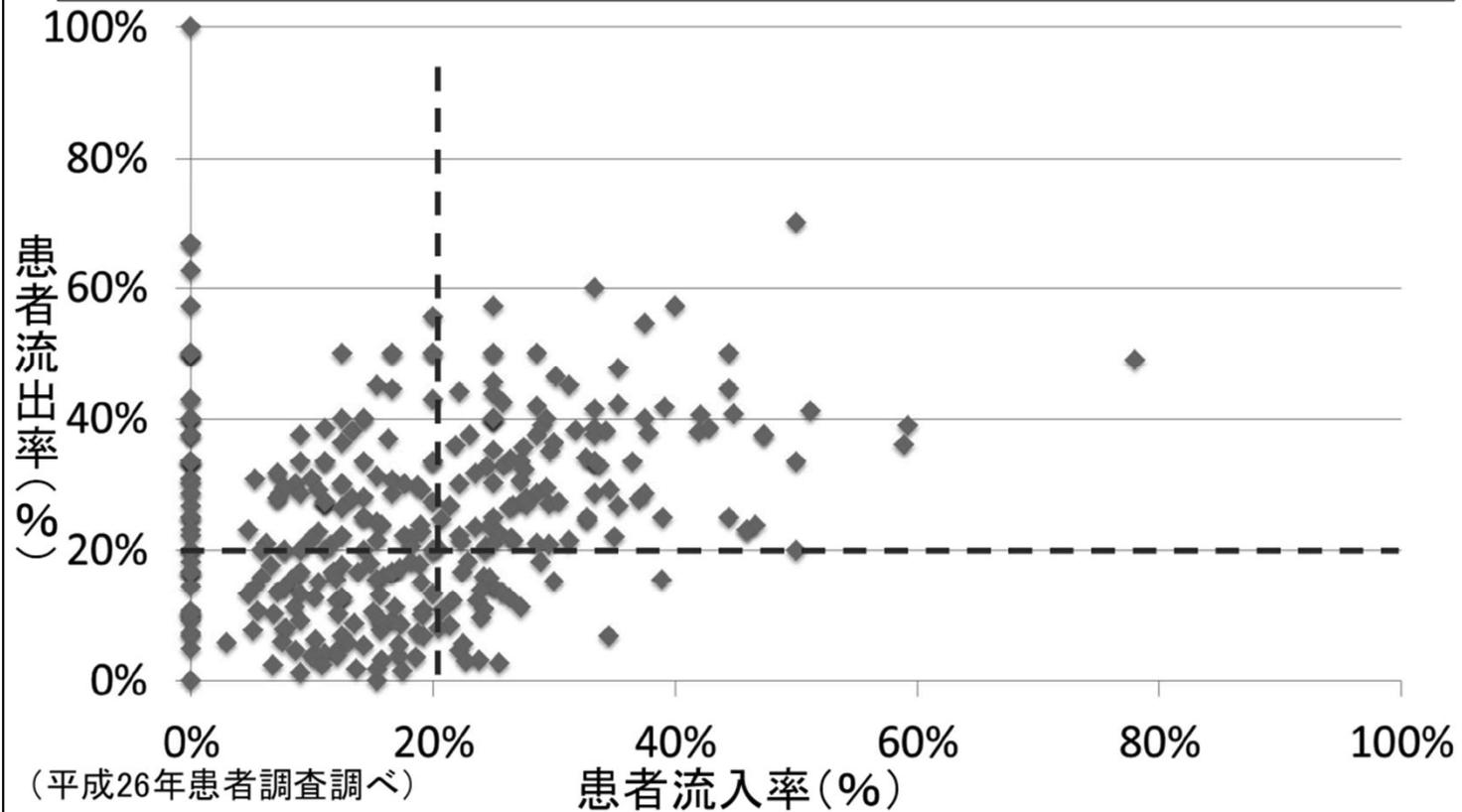
(参考) 三次医療圏で提供する特殊な医療の例

- ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
- ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
- ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療

全国の二次医療圏の状況について

平成26年度患者調査に基づく医療圏間の流出入の状況

- 医療圏見直しの基準を平成26年患者調査に当てはめると、78医療圏が該当。
- このうち、前回の医療計画見直し時においても、医療圏見直しの基準に該当した医療圏は、57医療圏。



大分県の二次医療圏の経緯

これまでの二次医療圏の設定区域

策定年度	医療計画	医療圏数	地域										(参考) 市町村数
			東国東	別杵速見	大分	臼津	佐伯	大野	竹田直入	日田玖珠	中津下毛	宇佐高田	
S63年2月	第一次医療計画	10医療圏	東国東	別杵速見	大分	臼津	佐伯	大野	竹田直入	日田玖珠	中津下毛	宇佐高田	58市町村
H6年3月	第二次医療計画	10医療圏	東国東	別杵速見	大分	臼津	佐伯	大野	竹田直入	日田玖珠	中津下毛	宇佐高田	
H11年3月	第三次医療計画	10医療圏	東国東	別杵速見	大分	臼津	佐伯	大野	竹田直入	日田玖珠	中津下毛	宇佐高田	
H16年3月	第四次医療計画	10医療圏	東国東	別杵速見	大分	臼津	佐伯	大野	竹田直入	日田玖珠	中津下毛	宇佐高田	H18.3.31から 18市町村
H20年3月	第五次医療計画	6医療圏	東部		中部		南部	豊肥	西部	北部			
H25年3月	第六次医療計画	6医療圏	東部		中部		南部	豊肥	西部	北部			

第五次計画における医療圏の見直し

○市町村合併

- ・平成16年4月時点58市町村→平成18年3月時点18市町村

○県の組織再編

- ・平成18年4月1日

12振興局(東国東、別杵速見、大分、臼津関、佐伯南郡、大野、竹田直入、玖珠九重、日田、中津下毛、宇佐両院、西高)
→6振興局(東部、中部、南部、豊肥、西部、北部)

- ・平成20年4月1日

4保健所(国東、臼杵、竹田、中津)+5県民保健福祉センター(別府、佐伯、豊後大野、日田玖珠、宇佐豊後高田)
→6保健所(東部、中部、南部、豊肥、西部、北部)

流出入の状況(H28大分県患者調査)

患者の受療状況(一般病床+療養病床)

・入院患者数

患者数:人/日

出典: H28年大分県患者調査
対象: 県内の病院、診療所
調査基準日: H28年11月8日～10日の任意の1日

		医療機関所在地						計
		1東部	2中部	3南部	4豊肥	5西部	6北部	
患者 住所 地	1東部	2773	183	3		2	34	2,995
	2中部	246	4962	35	34	7	5	5,289
	3南部	28	140	793	11	3	1	976
	4豊肥	36	285	2	643	1		967
	5西部	50	148			868	6	1,072
	6北部	199	139	3	2	37	1573	1,953
	計	3,407	5,956	844	703	982	1,827	13,719

流出

・圏域内完結率(患者住所地ごとにみた受診地の割合)

		医療機関所在地						計
		1東部	2中部	3南部	4豊肥	5西部	6北部	
患者 住所 地	1東部	92.6%	6.1%	0.1%	0.0%	0.1%	1.1%	100.0%
	2中部	4.7%	93.8%	0.7%	0.6%	0.1%	0.1%	100.0%
	3南部	2.9%	14.3%	81.3%	1.1%	0.3%	0.1%	100.0%
	4豊肥	3.7%	29.5%	0.2%	66.5%	0.1%	0.0%	100.0%
	5西部	4.7%	13.8%	0.0%	0.0%	81.0%	0.6%	100.0%
	6北部	10.2%	7.1%	0.2%	0.1%	1.9%	80.5%	100.0%

※圏域外への流出率

	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	県計
H23	8.4%	5.9%	20.0%	39.3%	19.5%	22.4%	13.2%
H28	7.4%	6.2%	18.8%	33.5%	19.0%	19.5%	12.4%

流入

・圏域内患者構成率(医療機関所在地ごとにみた患者の住所地の割合)

		医療機関所在地					
		1東部	2中部	3南部	4豊肥	5西部	6北部
患者 住所 地	1東部	81.4%	3.1%	0.4%	0.0%	0.2%	1.9%
	2中部	7.2%	83.3%	4.1%	4.8%	0.7%	0.3%
	3南部	0.8%	2.4%	94.0%	1.6%	0.3%	0.1%
	4豊肥	1.1%	4.8%	0.2%	91.5%	0.1%	0.0%
	5西部	1.5%	2.5%	0.0%	0.0%	88.4%	0.3%
	6北部	5.8%	2.3%	0.4%	0.3%	3.8%	86.1%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※圏域外からの流入率

	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	県計
H23	20.7%	19.4%	6.5%	4.7%	8.2%	13.1%	16.7%
H28	18.6%	16.7%	6.0%	8.5%	11.6%	13.9%	15.4%

大分県の二次医療圏の状況

まとめ

○患者の受療動向

- ・H28大分県患者調査によると、豊肥圏域の流出率が33.5%と高く、特に中部圏域への流出率が29.5%と大半を占めているが、流出率は前回(H23)の39.3%から今回(H28)の33.5%に5.8%改善している。
- ・その他の圏域では、圏域内完結率が東部92.6% 中部93.8% 南部81.3% 西部81.0% 北部80.5%と、概ね圏域内で入院医療が完結している。

○行政単位との関連

- ・振興局の管轄と一致している。
- ・保健所(大分市は単独の保健所設置)の管轄と一致している。

○地理的条件等の自然的条件

- ・県の総面積6,340.73km²を6で除すると1,057km²となり、現二次医療圏の各面積(東部803.83km²、中部1,192.39km²、南部903.11km²、豊肥1,080.67km²、西部1,223.91km²、北部1,136.82km²)は概ね平均値に近い。

○日常生活の需要の充足状況

- ・各市町村の地元購入率は姫島村と九重町以外では60%を超えており、各市町村内で日常生活の需要が充足されている。

○交通事情等の社会的条件

- ・各圏域内は車で概ね60分以内で移動できる距離圏でまとまっている。

○他の計画における圏域との関連

- ・大分県高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画における高齢者福祉圏域(介護保険法及び老人福祉法)と一致している。
- ・大分県障がい福祉計画における障がい福祉圏域(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)と一致している。
- ・地域医療構想の構想区域(医療法)と一致している。



引き続き6医療圏を維持し、各地域で必要な医療が提供される体制の構築に努める。

5疾病5事業及び在宅医療については、それぞれの実情に応じて、弾力的に圏域を検討する。